あけまして
おめでとうございます。

ご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

昨年は不気味なコロナの予兆に始まり、緊急事態宣言、第1波、第2波、第3波と、コロナの波に翻弄され続けた1年となりました。裁判所も約2ヶ月にわたり全国一律に裁判期日を取り消すなど、法曹界も大きな影響を受けました。

終息の兆しが見えないまま新年を迎えることとなり、まだまだ先行き不透明な日々が続きます。コロナが終息した後、私たちは単にコロナ前の世界に戻るだけなのか、それとも「より良い復興（build back better）」を遂げているのか、人間の理性と英知が試される1年となりそうです。

なお、当事務所では、打ち合わせ室にアクリルの遮蔽版を設置し、アルコール消毒や換気など感染対策を講じております。オンラインによる打ち合わせも対応可能です。

今後も何かございましたら、お気軽にご相談下さい。

令和３年１月１日

はなみずき法律事務所　所員一同

ハナミズキ（港区木）

事務所概要

主な取扱分野

◎ご相談に際しては、まずは事前に電話にてご予約下さい。

- ■会社の相談■　契約書の作成・チェック、損害賠償、労働、事業承継、株主総会、クレーム対応、顧問業務
- ■働く人の相談■　残業代未払い、パワハラ、セクハラ、解雇
- ■財産管理・遺言・相続■　遺言書、家族信託、遺産分割、遺言執行、成年後見
- ■夫婦・親子■　離婚、DV、親権
- ■不　動　産■　借地・借家契約、賃料不払い、建物明け渡し請求、不動産取引、マンション問題
- ■倒産、借金問題■　破産、民事再生、債務整理、過払い金返還請求
- ■その他民事全般■　消費者被害、交通事故、医療過誤、報道被害、名誉毀損など
- ■刑　　事■　刑事弁護（少年事件含む）、告訴・告発、犯罪被害者支援など

所在地

〒105−0003　東京都港区西新橋2丁目18番1号 弁護士ビル2号館608号
TEL:03-3434-8533　FAX:03-3434-8299

ホームページ

http://tokyo-hanamizukilaw.jp/

営業時間

月～金／AM 9:30～PM6:00（祝祭日及び年末年始を除く）
（当面の間営業時間を短縮しております）

地図

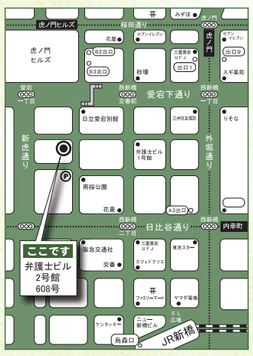

●銀座線虎ノ門駅（出口）B2,B3　徒歩4分
●日比谷線虎ノ門ヒルズ駅
　森タワービル直結愛宕下通　徒歩2分
●都営三田線内幸町駅（出口）A3　徒歩8分
●JR新橋駅　烏森口　徒歩13分

はなみずき法律事務所

Hanamizuki Law Offices

～2021年～

新年のご挨拶

Columns　コラム

知っていますか？ 一法律コラム一

ハワハラ防止法

令和元年5月、労働施策総合推進法が改正されました。この改正法第八章に古の新たに規定されることになったのが、いわゆる「パワハラ防止法」です。この改正法は、令和2年6月1日に施行されました。

この法律では、職場におけるパワーハラスメントに対し、「職場におけるパワハラ」を背景にして行われる①優越的な関係を背景にした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものであり、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものと考えられています。

具体的に、どのようなケースがパワハラに当たるかというと、厚労省が出した「パワハラ指針」（令和2年1月15日厚生労働省告示第5号）に6つの代表的な類型が例示されています。

（1）身体的な攻撃（暴行・傷害）
（2）精神的な攻撃（脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言）
（3）人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し、無視）
（4）過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）
（5）過小な要求（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）
（6）個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

指針では、それぞれの類型ごとに、パワハラに該当する例と該当しない例が示されていますので、具体的な事例で判断に迷う場合には参考にしてください。

さて、今回の改正法・パワハラ防止指針により、事業主には以下のパワハラ防止措置を講ずることが必要であると思います。

①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

◆相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

◆職場における パワハラ発生の迅速かつ適切な対応

⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること
⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を行うこと
⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと
⑧再発防止に向けた措置を講ずること

◆そのほか併せて講ずべき措置

⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するための必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
⑩相談したことを理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知すること

措置義務⑩にあるのですが、今回の改正法により、事業主は、労働者がパワハラについて相談を行ったことや、雇用管理上の措置に協力した事実を逆へたことを理由とする解雇その他の不利益取り扱いをすることが、法律上禁止されました。

今回の改正法によりパワハラについての対策を定める法律が初めて作られましたが、セクハラやマタハラについても、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法が同時に改正されることにより、防止対策が強化されました。

これを機会に、各種ハラスメント対策を再確認することが必要であると思います。

メンバーｉｎ コラム

新しい“とびら”に！

昨年は、大変なせわしなかった年でした。皆様には、事務所の一時閉鎖や、時間短縮で大変ご不便をおかけ致しました。重ねましてお詫び申し上げます。

当事務所は、昨年4月7日の緊急事態宣言発令に伴い、事務所を一時閉鎖し、事務職員を休業こ致しました。電話にしては留守電にて残しておいただければ外部からも聴くことができるように、FAXはメール転送、できるだけペーパーレスの連絡をとれるようにしてタイムリーな対応を心がけました。また、Skypeやzoomなどを利用したビデオ会議も実施できるようにし、相談やり方せなどを活用した例もありました。

緊急事態宣言は5月25日に解除されましたが、しばらく様子を伺い、6月1日に、再開致しました。ただ、当面は午前10時30分から午後4時までの業務時間を短縮しての再開でした。その後、10月からは午前10時から午後5時30分までの態勢としておりますが、11月中頃から、またもや感染拡大傾向とから、当面は推移を注視する必要があります。

再開に伴い、感染防止のため、打合せ室には、プラリル板での遮蔽を設けております。当初はお付かなと思いましたが、今では、どこでも見ることができる風景となりつつあります。若干違和感を感じられるかもいらっしゃるかとは思います。どうかご理解のほどお願い致します。コロナ禍とは関連致しませんが、当事務所のある弁護士ビル二号館のエントランスがリニューアルされましたが常駐していたものの、入館は自由にできるようご思いますが、リニューアルに伴い、オートロックのドアとなりました。そのため、事務所においでの際は、予めご連絡をいただき、入館の際はインターフォンで当事務所を呼び出していただき、お名前と、担当弁護士をお伝えいただいて開錠をいう流れとなります。少しご不便をおかけしますが、ご苦労時代の流れということでご理解のほどをお願い致します。

先行きが不透明な時代ですが、今年も、なんとか皆様のご期待に沿った法的サービスの提供に努めていきたい思っております。

本年もどうぞ厚誼のほどお願い申し上げます。（森徹）